

大阪湾BCP (案) の概要・課題

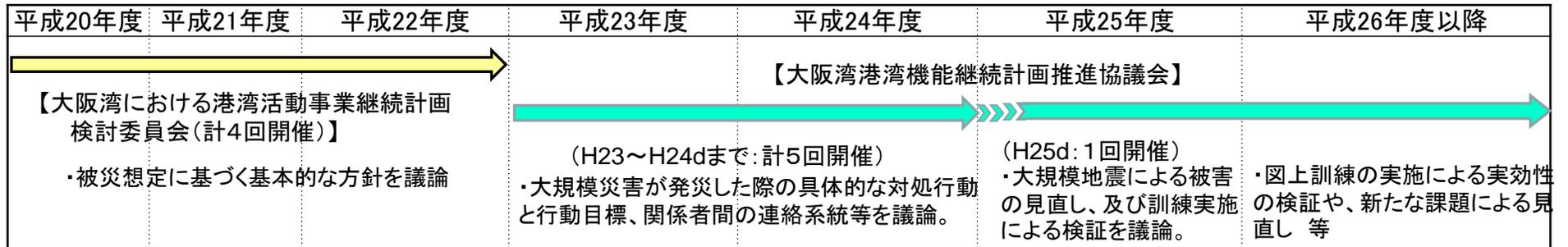
近畿地方整備局 港湾空港部

1. 目 標

大規模災害発生時においても国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うこと(緊急物資輸送活動)や、社会経済への影響を最小限とするために国際物流機能を確保すること(国際コンテナ輸送活動)が港湾の社会的な責務である。

このため、ソフト面の防災対策として、大規模災害が発生した際の対応について関係者間で事前に協議し、港湾機能の回復を図るため関係者間での連携による協働体制を構築する。これにより、港湾活動の停滞の短縮、活動再開に向けた早期復旧を図る。

2. 検討経緯



3. 構成員 (H26.3時点)

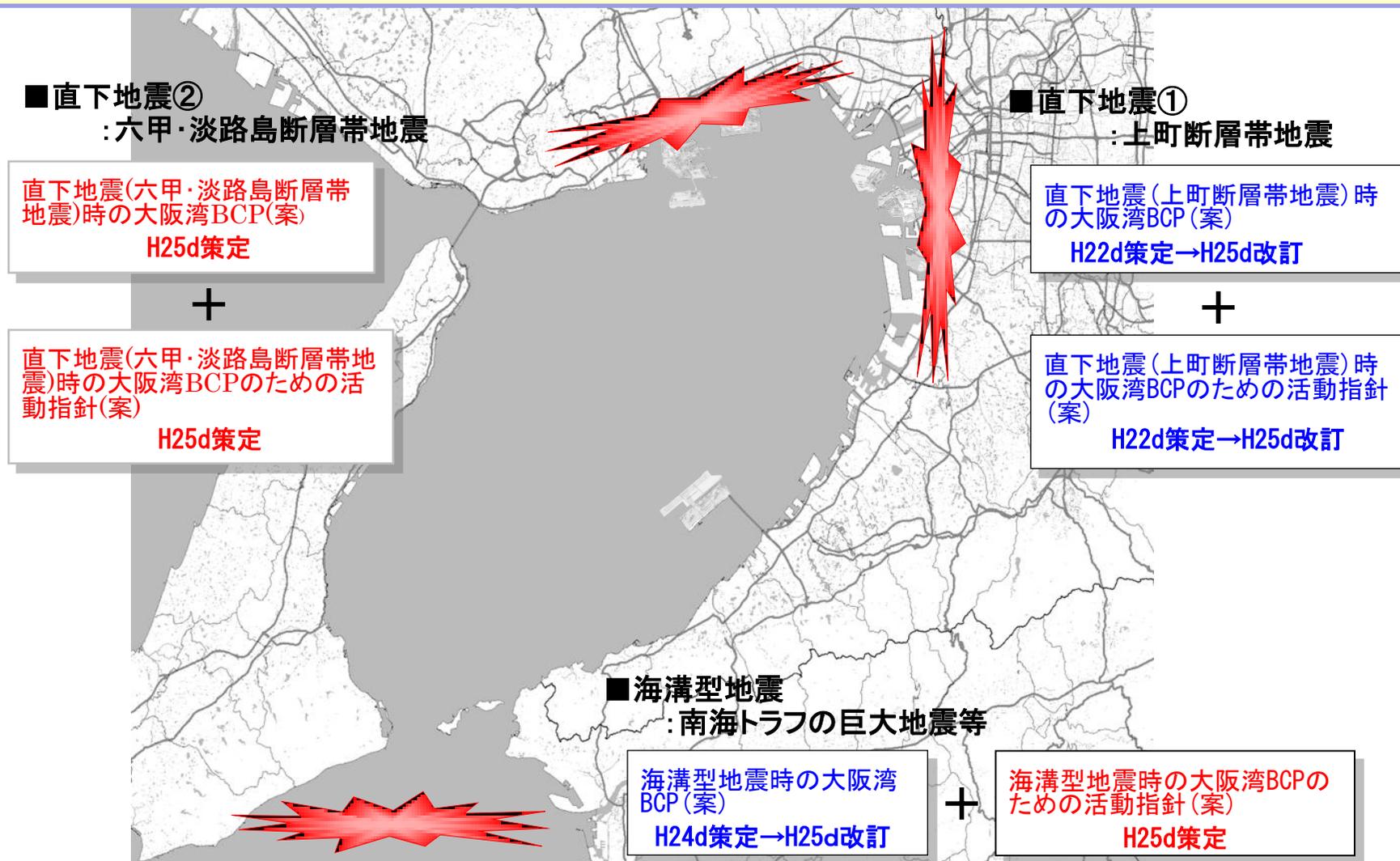
1. 有識者 7名 (順不同)

神戸大学 黒田 勝彦、横浜国立大学 宮本 卓次郎、京都大学 多々納 裕一、京都大学 小野 憲司、流通科学大学 森 隆行、(社)京都経済同友会 上村 多恵子、国土技術政策総合研究所 水谷 雅裕

2. 参加機関 41機関 (順不同)

(公社)関西経済連合会、(社)日本船主協会 阪神地区船主会、大阪港運協会、兵庫県港運協会、近畿トラック協会、近畿倉庫協会連合会、大阪湾水先区水先人会、内海水先区水先人会、大阪府タグ事業協同組合、(社)大阪港タグセンター、協同組合神戸タグ協会、日本内航海運組合総連合会、近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、(社)神戸海難防止研究会 (社)日本埋立浚渫協会近畿支部、(株)NTTデータ関西、関西電力(株)、(株)東洋信号通信社、大阪港埠頭(株)、神戸港埠頭(株)、大阪府、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、大阪市、堺市、神戸市、大阪税関、神戸税関、大阪入国管理局、大阪検疫所、神戸検疫所、神戸植物防疫所、動物検疫所神戸支所、第五管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、近畿運輸局、神戸運輸監理部、近畿地方整備局

- ・平成24年度までに、上町断層帯地震時のBCP(案)及び南海トラフの巨大地震を始めとする海溝型地震時のBCP(案)を策定した。
- ・平成25年度は、兵庫県を直下とする地震発生時の大阪湾BCP(案)の策定を行うと共に、海溝型地震について内閣府、自治体等の最新データの反映、留意事項の検討、訓練による検証等を行った。



	直下地震(上町断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震)	海溝型地震
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 地震動による港湾施設の直接的被害への対応を実施。 復旧する迄の間は、被災していない近隣の港湾を代替として活用し、緊急物資輸送、国際コンテナ物流への影響低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震動よりも津波による被害が大きいため、水域の啓開対応を行う。 啓開に当たっては、優先順位を付けて航路の測深や異常点の明示を行い、早期の物資輸送再開を目指す。
対処行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難、安否確認・体制構築、被災情報の収集、復旧方法の検討、等の実施。 	
行動目標	<p>緊急物資輸送に活用する岸壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも24時間以内 ①堺2区S2岸壁の応急復旧 → 基幹的広域防災拠点の供用 発災後遅くとも72時間以内 ②受入港耐震強化岸壁の応急復旧 → 緊急物資の受入開始 <p>国際コンテナ物流に活用する岸壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも2月以内 ③耐震強化コンテナターミナルの応急復旧 → 暫定使用 発災後遅くとも1年以内 ④一般コンテナターミナルの本格復旧 → 本格供用 発災後遅くとも2年以内 ⑤耐震強化コンテナターミナルの本格復旧 → 本格供用 	<p>緊急物資輸送用岸壁に接続する水域</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも48時間以内 ①各港少なくとも1経路 → 測深、異常点明示 注)津波注意報の解除を発災後24時間後と想定 → 測深、啓開を実施 発災後遅くとも72時間以内 ②他経路 → 測深、異常点明示 <p>国際コンテナ物流用岸壁に接続する水域</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも7日以内 ③各府県少なくとも1経路 → 測深、啓開 <p>港湾区域内の水域啓開</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも3ヶ月以内 ④港湾区域内の全水域 → 測深、啓開
体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の関係を活かし、国及び港湾管理者を中心とした横断的な連携活動を実施。 近畿地方整備局は、関係機関の被災状況や体制構築状況の確認、耐震強化岸壁の応急復旧要請等を行う。 	

S2岸壁：堺泉北港の堺2区にある水深7.5m耐震強化岸壁のことである。

目的

大規模地震やそれに伴う津波により複数の港湾にまたがる広域災害が発生した際に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を事前に協議し、広域災害発生時に各機関が連携して必要な対応を行うことを目的とする。

港湾広域防災協議会の設立

港湾法の一部を改正する法律 抄

第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員は、**港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。**

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

- ・大阪湾BCP(案)は、H20dより検討を進めておりH25dでとりまとめ公表している。
- ・大阪湾BCP(案)は、大阪湾全体としての枠組であり、今後、港湾BCPを策定することが重要である。
- ・港湾BCPを策定することで、海上からの緊急物資の供給を迅速に行い、社会経済への影響を最小限とし、港湾の活動再開に向けた早期復旧が行える。
- ・平成25年度の港湾法一部改正に際し、衆参両院において、「港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時に港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと」等の附帯決議がなされており、港湾BCPの早期の策定が望まれている。
- ・さらには、平成26年6月に策定された国土強靱化アクションプランにおいて、重要港湾以上の港湾事業継続計画(港湾BCP)の策定率は平成28年度までに100%となっている。
- ・以上より、平成27年度中に5港、平成28年度末迄に重要港湾以上のすべての港において、港湾BCPを策定する。

【国土強靱化アクションプラン2014におけるKPI(重要業績指標)(抜粋)】

- 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が切断する等、基幹的陸上海上交通NWの機能停止
- 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合

3% (H24) → 100% (H28)

- 6-1) 電力供給NW(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- 製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BCP)の策定率

0% (H24) → 100% (H28)

【策定支援】

平成27年3月「港湾BCP策定ガイドライン」を策定・配布するとともに、配布に向けた「事前説明会」を開催。

【平成27年度末までに港湾BCPを策定】

神戸港、尼崎西宮芦屋港、大阪港、堺泉北港、和歌山下津港

【策定向けのポイント】

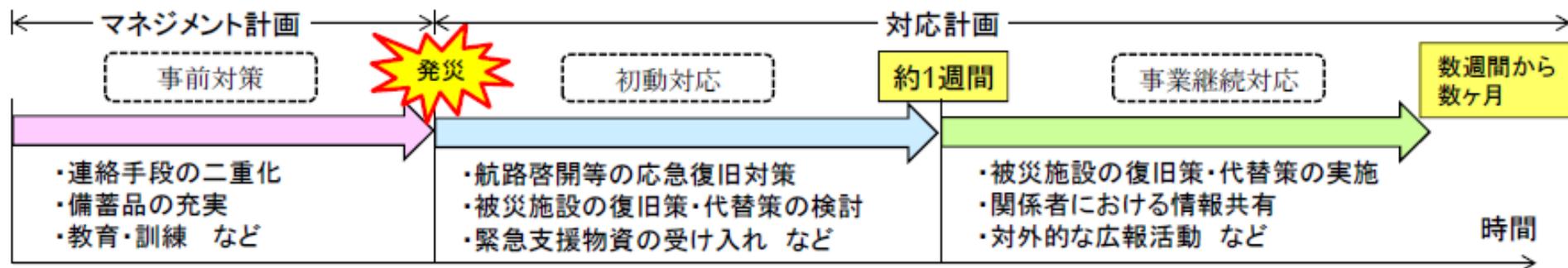
- ① 計画の基本的な考え方
- ② 想定地震・津波の規模及び被害想定
- ③ 回復時期、回復水準の目標
※需要サイドからみた制約条件(どの程度の期間、生産や流通等を止められるか)を検討し、可能であれば計画に反映させる。
- ④ 発災時の行動計画と関係者間の連携体制誰が、何時、何をするか程度まで定める。
- ⑤ 広域的な港湾の連携体制
- ⑥ 計画に基づく講習、訓練
- ⑦ 計画の継続的な見直し(PDCAサイクル)

港湾BCP(港湾の事業継続計画)策定ガイドラインの概要

別添

○港湾BCPとは、大地震等の自然災害等が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、自然災害等の発生後に行う具体的な対応(対応計画)と、平時に行うマネジメント活動(マネジメント計画)等を示した文書のこと。
○港湾BCPは港湾管理者及び関係者から構成される協議会等が、関係者の合意に基づいて策定する。

港湾BCPのイメージ



港湾BCPの構成

港湾BCPの効果(概念図)

